

堺市北区地域子どもの居場所づくり支援事業補助金概要

北区では、長期休業中や放課後等に、身近な地域において子どもたちが気軽に立ち寄れて、異年齢、異世代との交流やさまざまな体験ができる子どもの居場所を開設する団体を募集し、開設に要する経費の一部を助成します。

宿題など学習の支援や遊びや体験を行うなどの子どもの居場所づくりを支援し、子どもが健やかに育つ環境整備を進めていきます。

1 補助対象となる事業

以下の要件をすべて満たしている「子どもの居場所」が対象になります。

- (1) 年間5回以上、1回当たり2時間以上開設する次のいずれかの要件に該当する子どもの居場所であること。
 - ア 宿題など学習を支援する子どもの居場所づくり
 - イ 遊びや体験を行う子どもの居場所づくり
 - ウ その他子どもの健全な育成を支援する居場所づくり
- (2) 小学校又は中学校に就学する年齢の児童又は生徒の利用がおおむね5人以上見込めること。
- (3) 開設時間中、常に現場責任者が配置されていること。
- (4) 材料費等、実費以外の利用料を徴収していないこと。

2 補助額

子どもの居場所づくりの運営に要する経費のうち、予算の範囲内で

5回以上10回未満	50,000円
10回以上15回未満	100,000円
15回以上20回未満	150,000円
20回以上	200,000円

※なお、補助の対象となる経費については、制限があります。

3 補助事業者の資格要件

補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、校区自治連合会及び校区自治連合会が運営に関与する団体とする。

4 問合せ先（申請受付等）

補助金申請書類の配布、申請書の受付は、企画総務課へお越してください。

北区の地域で子どもの居場所づくりを検討されている方や、すでに居場所を運営されている方など、気軽にお問い合わせください。

北区役所 企画総務課

電話：072-258-6706 FAX：072-258-6817

メール：kitakiso@city.sakai.lg.jp